

平成 21 年 5 月 15 日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18330015
 研究課題名（和文） 複合取引の法規制 ― 金融取引を中心に ―
 研究課題名（英文） Legal Aspects of Combined Transactions: with Emphasis on Financial Transactions
 研究代表者
 瀬川 信久（SEGAWA NOBUHISA）
 北海道大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：10009847

研究成果の概要：複数の契約が結びつく例が、請負と下請負、ケア付きマンション賃貸借などのほか、貸付と保証、個品割賦購入斡旋、リース契約のような信用取引の分野で増加している。これらの場合の、契約の一つが破綻したときの他の契約への影響、二つの契約の関係者間の法律関係を、複合契約の類型化と、各類型の契約結合の意味を踏まえて明らかにした。また、これら古典的な複合契約との比較で、リスク証券化、振込制度、フランチャイズ等の組織的複合取引の特質と構造を検討した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	5,500,000	1,650,000	7,150,000
2007年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
2008年度	3,200,000	960,000	4,160,000
年度			
年度			
総計	13,400,000	4,020,000	17,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：複合契約、金融取引、第三者のための契約、保証契約、連結型売買、資金移動、リスク証券化、フランチャイズ契約

1. 研究開始当初の背景

複数の者が関与して一つの事業を遂行する場合、一般には、二者間の契約関係として構成している。例えば、AB間の売買契約とBC間の転売契約による商品をAからCへの移転、荷送人A・荷受人B間の売買契約と荷送人A・運送人C間の運送契約、AB間の貸付契約とAC間の保証契約は、いずれも二者間の契約関係が別個独立に並列していると考えている。ただ、古くから、一定の場合にはそれらの複数の契約間の相互関係を考

慮して法規制をしてきた。第三者のための契約、不動産転借人がいる場合の原賃貸借契約の解消の制限、保証契約の附従性などである。ところが、近年の社会構造の変化に伴い、これまでの定型を越える複合取引が多様な形で出現している。代理受領、リース契約、個品割賦購入斡旋契約、バック旅行契約、ケア付きマンション賃貸借契約、デリバティブズ、証券化、サブリース、フランチャイズ契約等々である。本研究は、古典的な複合契約に対する新しい複合取引の特性に注意しながら

ら、複合取引の法規制を多角的に再検討しようとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、多様な法分野にわたる複合取引を個別に検討したうえで、複合取引全般に関わる問題構造をも明らかにし、金融取引などの特性を考慮した適正な法規制を提示することであった。具体的には、次のような目的を設定した。

- ① 「複合取引」として、多様なものを幅広く対象とし、各複合取引の特徴を、契約法、不法行為・不当利得法、会社法、保険法、倒産法の観点から明らかにする。
- ② 以上の研究を基礎に、様々な複合取引を類型化し、類型ごとの法原理・法規制のより一般的な定式化を試み、さらに、複合取引一般に共通する法原理や特質を探る。
- ③ 複合取引に対する上記の異なる法規制の相互関係を機能的・構造的に整理すると同時に、複合取引がこれらの法規制の相互関係にどのようなインパクトを与えつつあるかをみる。また、各法規制が前提とする法理論・法体系に対する複合取引のインパクトを分析する。これによって、従来前提としてきた各法分野の伝統的な法体系を、複合取引の問題に即して再検討する。

3. 研究の方法

上記の研究を進めるに当たり、次のアプローチを採った。

- ① 今日問題となっている多様な複合取引をできる限り幅広く検討すると同時に、多様な複合取引とそれをめぐる諸問題を体系的に捉える（整理する）枠組みを構築する。
- ② 取引目的と様々なリスクの管理という観点から多角的に検討する。
- ③ フランス、ドイツ、イギリスなど比較法の知見をも踏まえて、構築する取引複合の一般的な理論が普遍性を持つようにする。また、古典的な複合契約と最近の複合取引の比較と接合を図る。

4. 研究成果

第三者のためにする契約、保証契約、代理店制度、連鎖型売買、建物転買人に対する建築者の責任、被相続人による生命保険契約など相続をめぐる複合契約、証券化、クレジット・デリバティブ・スワップ、フランチャイズ契約等々、様々な複合取引を検討したが、その結果を、複合取引の一般的・理論的な整理の形で以下に述べる。それは、複合取引の古典的な問題と新しい問題とで様相を異に

する。

(1) 複合取引の古典的な問題としては、これまで、契約結合と契約連鎖を中心に考察されている。

契約結合とは、給付が異なる複数の契約を一定の目的のために結びつけている場合である。これについては、二当事者間か三当事者間かで区別して検討されてきたが、本研究では、この区別に交叉する形で、契約を結合させた趣旨に着目して、履行確保型、対価融資型、給付結合型を区別した。履行確保型の例は、二者間では消費貸借契約と担保設定契約の結合、三者間では保証、芸妓妓前借り金事件であり、対価融資型の例は、二者間では割賦販売契約、三者間では第三者与信取引であり、給付結合型の例は、二者間では、リゾートマンション分譲契約とスポーツクラブ会員権契約の結合（最判平8・11・12民集50巻10号2673頁）、三者間ではマンションの売買契約とデイケアの役務提供契約の結合である。これらの契約結合において重要なのは、一つの契約に生じた事由（無効・取消し、不履行解除、不履行による同時履行の抗弁権）が他の契約に影響するかという問題である。ところで、履行確保型と対価融資型では、契約結合により契約給付そのものを操作・変容しないのに対し、給付結合型では、給付を結合させて債権者にとって新しい意味・価値を創出する。このように結びつきの意味が異なるために、3つのうちのどの型であるかによって影響関係の有無・内容が異なる。そして、フランス法の契約集合における「不可分性」の考え方は、この影響関係を左右する結合の有無・内容は、政策的な考慮を広範に含む判断であり、契約の法構造の中で条件・コースとは異なる位置にあることを示している。また、保証人の事前求償の要件の検討は、履行確保型の結合の中でも、結合のさせ方に幅広い選択肢があることを明らかにした。

給付結合型では、さらに、消費者型と投資者型を区別できる。この区別により、例えば、抗弁の対抗は、民法ではなく、消費市場のシステム——具体的には、販売促進のための販売店と信販会社の連携システム——を基礎にすることを明らかにできた。

契約連鎖とは、同じ給付を対象として、異なる当事者が順に、しかし別個独立に契約を締結する場合である。例えば、A B間の売買—B C間の転売、A B間の請負—B C間の下請けであり、そのほかに、賃貸借—転貸借、委任—復委任、寄託—転寄託などがある。ここでは、A B間の売買の無効・取消しあるいは不履行解除によって、B C間の売買は事実上の影響は受けるが、法的な影響関係は問題にならない（B C間の売買の無効・取消し、不履行解除はない）。ここで重要なのは、2

つの契約の両端にいる当事者（AとC）が他方に対し、契約上の権利——具体的には、契約上の給付請求権と、その給付義務が履行されない場合の損害賠償請求権——を直接行使することができるかという、直接請求権の問題である。一般的に、AC間には直接性の程度の異なる次の4つの請求権が考えられる。

- (a) BのCに対する権利をAがBの債権者として代位行使、あるいは、BのAに対する権利をCが代位行使するもの（債権者代位）。この請求権では、AとCは直接の権利義務関係に立つが、①Bの財貨管理の自由を確保するためにBの無資力を要件とし、②Bの他の債権者を保護するために、AあるいはCが代位行使の結果を独占しない。また、③AB間・BC間の契約による均衡を保持するために、ACの直接の権利を両契約の内容に限定する。
- (b) ②の制約を外して、代位行使の結果の独占を認めるもの。これは、動産の引渡し請求権や金銭支払い請求権の債権者代位において、判例・学説が認めているものである。
- (c) ①の無資力要件を外したもの。これは、転貸借、復代理、復委任の場合の直接請求権、あるいは、債権者代位権の転用として認められている請求権である
- (d) 以上では、直接の権利と言っても、AB間・BC間の契約内容によって制限され、したがって、A・Cは、他方から請求された場合に、Bに対する抗弁等を主張できる。これに対し、①②のほかに③の制約も外して、AとCは、AB間、BC間の契約関係に影響されない直接の権利を持ち、義務を負うものが考えられる。

契約連鎖における直接請求権については、それぞれの直接性の程度が関係者のどのような利害に関わるかを検討することにより、適切な法規制を提示することができる。

ところで、この直接請求権の問題は、元来は契約上の給付請求権に関するものであった。ところが、契約の付随義務として種々の保護義務が認められたことに伴い、複合契約・複合取引においても、契約上の給付請求権ないしその不履行による損害賠償請求権の直接請求の可否が、上記の直接請求権の問題と合わせて考察されるようになった。このことが、フランス、イギリスなどでも直接請求権の問題を難しくしている。本研究では、契約上の給付利益が侵害された場合の損害賠償請求権（例えば、建築士Aの設計ミスによる建物の瑕疵が、注文者Bからの買主Cに建物価格の減少という損害を与えた場合の、CからAに対する損害賠償請求）と、非契約上の利益（完全性利益）が侵害された場合の損害賠償請求権（同じAの設計ミスによる建

物の瑕疵がCを負傷させた場合の、CからAに対する損害賠償請求。最判平 19・7・6 民集 61 巻 5 号 1769 頁）の違いを意識しつつ、非契約上の利益の侵害をめぐる問題（契約上の義務を第三者効力、請求権競合、純粋経済損失）を検討した。

もっとも、物の保管・人の保護を目的とする契約の場合には、完全性利益が契約上の利益であり、したがって、その侵害は直接請求権の問題と考えるべきである。例えば、運送再委託、転寄託、フランスの事例であった下請人の保管義務の違反を理由とする損害賠償義務は、契約の付随義務ではなく給付義務である。したがって、再委託された運送人が元の運送委託者に対し、転受託者が原委託者に対し、下請負人が注文者に対し、直接の保管義務を負うか、保管義務に違反した場合に損害賠償責任を負うか、どのような損害賠償責任を負うかは、直接請求権の問題であり、したがって、BC間の契約に基づく責任制限をAも受ける。

(2) 新しい問題として検討したのは、金融取引の分野の複合取引ないし取引複合と、ネット契約である。

金融取引における取引複合としては、資金移動を目的とするものと、様々な金融資産あるいは金融リスクの移転を目的とするものを検討した。

資金移動を目的とする取引複合とは、指図による資金移動、具体的には、振込みの原因関係の欠如（最判平 8・4・26 民集 50 巻 5 号 1267 頁より最判平 20・10・10 民集 62 巻 9 号 2361 頁までの諸判決例）、手形の裏書譲渡の原因関係の消滅（最判昭 43・12・25 民集 22 巻 13 号 3548 頁）・二重無権（最判昭 45・7・16 民集 24 巻 7 号 1077 頁）などである。ここでは、資金移動の原因関係が欠如した場合の法律関係、特に、逆向きの直接請求権をどのような場合に認めるかが、重要な問題である。それは、原因関係からの資金移動の無因性を、どのような場合にどのような理由に基づいてどこまで認めるべきかという問題であり、ここでは、振込依頼者—仕向銀行—被仕向銀行、振出—裏書という契約連鎖の枠組みを越える考慮が作用する。

金融資産あるいは金融リスクの移転を目的とする複合取引としては、資産証券化に對比してリスク証券化を検討した。

資産証券化——例えば、住宅ローン証券化商品——における重要な法律問題は、オリジネーターの倒産リスクからの隔離と、証券化の段階でのデューディリジェンスである。ここでの取引複合の目的は、資産から生ずるキャッシュ・フローの流れを確保することにある。これに対し、リスク証券化——例えば、クレジット・デリバティブ・スワップ——に

においては、債権の所有者に債権額に相当する金銭を払うことによって、当該債権を取得する。このリスク証券化を、伝統的な債権売買、保証と比較した。

ネット契約というのは、独立した複数の法主体がなす取引の連鎖が団体としての機能を有する場合である。具体的には、フランチャイズ契約における、1. 廃棄ロスのコストをいずれが負担すべきか（東京高判平 17・2・24 金判 1250 号 33 頁）、2. フランチャイジーに対する、フランチャイザーの仕入れ商品支払先等に関する情報の開示義務（最判平 20・7・4 判時 2028 号 32 頁）。3. フランチャイジーからフランチャイザーに対する仕入れ割引差額の返還請求の可否（ドイツ連邦最高裁 2003 年 5 月 20 日判決、アポロ・オブティク事件）、4. フランチャイジーの電子レンジの温度の低さがブランド全体の価値を下げるとの理由でフランチャイズ契約を解約できるか（ドイツ連邦最高裁 1984 年 10 月 3 日判決、マクドナルド事件）などを検討した。ここには、事業信託的性格に由来するモラル・ハザードの問題、一律のサービス・宣伝の利用など団体的規律が契約当事者にもつ重要性、組合的な利益の発生と配分の問題があり、フランチャイズ契約が団体と契約の中間に位置づけられる。このゆえに、契約の解釈でも特別な考慮が要請される。

これらの新しい取引複合は、市場型契約に対する組織型契約（平井宜雄『債権各論 I 上契約総論』64 頁以下、118 頁以下）と部分的に重なっている。

以上が、複合取引ないし取引複合を類型に分け、各類型の特質を踏まえた法規制のあり方を検討した本研究の成果である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 10 件）

- ① 瀬川信久、消費者法と民法、日本経済法学会年報、51 号、2008 年、92～107 頁、無
- ② 山本哲生、被保険者の有する損害賠償請求権と保険者の代位（最判平成 10.9.10）、社会保障判例百選〔第 4 版〕（別冊ジュリスト 191）、2008 年、70～71 頁、無
- ③ 新堂明子、移転させられた損失（1）（2）（3・完）—Hannes Unberath, *Transferred Loss, Claiming Third Party Loss in Contact Law* (2003) の紹介とイギリス法の分析を中心にして—、北大法学論集 58 巻 5 号、2008 年、2520～2471 頁、

58 巻 6 号、2008 年、2994～2942 頁、59 巻 1 号、2008 年、344～294 頁、無

- ④ 新堂明子、建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任—最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する、NB L 890 号、2008 年、53～63 頁、無
- ⑤ 福田誠治、連帯債務の絶対効・相対効をどう考えるか、椿寿夫ほか編著『民法改正を考える』（法律時報増刊）、2008 年、230～232 頁、無
- ⑥ 瀬川信久、競争秩序と損害賠償論、NB L 863 号、2007 年、48～55 頁、無
- ⑦ 藤原正則、三面関係の不当利得：転用物訴権、民法の争点＜新・法律学の争点シリーズ 1＞（ジュリスト増刊）、2007 年、264～265 頁、無
- ⑧ 福田誠治、連帯債務の一体性と相互保証性、民法の争点＜新・法律学の争点シリーズ 1＞（ジュリスト増刊）、2007 年、205～206 頁、無
- ⑨ 北見良嗣、サービサーリスクと代理店等制度について、帝京法学 25 巻 1 号、2007 年、35～55 頁、無
- ⑩ 高見進、破産管財人の第三者性—建物保護法 1 条の第三者、倒産判例百選〔第 4 版〕（別冊ジュリスト 184）、2006 年、34～35 頁、無

〔学会発表〕（計 3 件）

- ① 瀬川信久、消費者法と民法、日本経済法学会、2008 年 10 月 18 日、北海道大学
- ② 新堂明子、純粋経済損失についての一考察—イギリスにおける建物の瑕疵による損害（補修費用）の賠償理論を中心に、日本私法学会、2008 年 10 月 12 日、名古屋大学
- ③ 瀬川信久、競争秩序と損害賠償論、日本私法学会、2007 年 10 月 6 日、専修大学

〔図書〕（計 3 件）

- ① 大塚龍児・林 靖・福瀧博之、有斐閣、商法 3 手形小切手〔第 3 版第 4 刷〕、2009 年、352 頁（担当頁、1 頁～28 頁、173 頁～243 頁）
- ② 福田誠治、有斐閣、中世末期における保証人の事前求償権—民法 460 条 2 号の形

成史—、上智大学法学会編『変容する
社会の法と理論（上智大学法学部創立50
周年記念）』、2008年、324～357頁

- ③ 新堂明子、有斐閣、§ § 537-539〔第三者
のためにする契約〕、谷口知平・五十嵐
清編『新版注釈民法(13)債権(4)契約総
則』、2006年、691～792頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀬川 信久 (SEGAWA NOBUHISA)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：10009847

(2) 研究分担者

林 靖 (HAYASHI TATSUMI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30002190

高見 進 (TAKAMI SUSUMU)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20009848

藤原 正則 (FUJIWARA MASANORI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70190105

山本 哲生 (YAMAMOTO TETSUO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80230572

新堂 明子 (SHINDO AKIKO)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：00301862

藤谷 武史 (FUJITANI TAKESHI)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：90313056

(3) 連携研究者

北見 良嗣 (KITAMI RYOJI)
帝京大学・法学部・教授
研究者番号：00312330

福田 誠治 (FUKUDA SEIJI)
上智大学・法学部・教授
研究者番号：70250404